

第 3 8 号 議 案

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更
について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更
について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、
「足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定」を、下記
のとおり変更する。

記

- 1 協定を適用する道路（以下「協定適用道路」という。）の区域に、
次の区域を加える。

起 点 終 点	幅員・延長等
足立区西綾瀬一丁目 9 6 6 番 4 地先から 葛飾区小菅一丁目 1 9 番 1 地先まで	別紙略図 のとおり

- 2 協定適用道路の管理は、足立区が行う。
- 3 協定適用道路の管理に要する経費は、足立区の負担とする。
- 4 協定適用道路の管理に伴う収入は、足立区の収入とする。

（提案理由）

「足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定」に路線
の追加を行う必要があるので、この案を提出いたします。

なお、本件は、協定適用道路の追加の必要が生じたため、平成 1 2 年
1 1 月 2 4 日に締結した協定を変更いたすものであります。

足立区西綾瀬一丁目・葛飾区小菅一丁目地内略図



凡 例

—〈・〉—	都 県 境	=====	特 別 区 道 路 線
—・・—	区 界		区 管 理 通 路
—・—	町 丁 目 境	~~~~~	そ の 他 の 通 路
=====	国 道 路 線	■	管理協定締結路線
=====	都 道 路 線		

幅 員 6. 8 0 m

延 長 1 1. 5 3 m

面 積 7 8. 5 4 m²